令和８年度 第１回橿原市介護保険運営協議会 議事録

日時：令和８年８月２７日（木）14：30～16：15
場所：橿原市役所分庁舎 4 階コンベンションルーム

１．開会

・事務局より、委員 14 人のうち 11 人出席により、会議成立の報告

２．挨拶

谷口部長：令和 8 年度第 1 回橿原市介護保険運営協議会にご出席賜り誠に感謝する。また平素より本市の介護保険事業の運営に特別なご理解とご協力を賜っていることを厚くお礼申し上げる。本協議会は、本市の介護保険制度の運営について、専門機関の代表者、有識者、公益を代表する方々、そして被保険者の皆様から幅広くご意見をいただき、介護保険事業の公正かつ適正な運営を図るために設置しているものである。高齢化が進展するなか、介護を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう介護サービスの充実と制度の安定的な運営がますます重要となっている。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚ないご意見を賜り、本市の介護保険事業がより適正かつ円滑に運営されますようお願い申し上げまして開会にあたりましての挨拶とさせていただく。

３．委員紹介

・事務局より、委員名簿に沿って委員紹介

４．事務局紹介

・事務局紹介
・事務局より、資料の確認

５．報告

①令和７年度　介護保険の決算状況について

・事務局より説明

【質疑】

（松尾委員）

高齢化率、要支援要介護認定者数の推移データであるが、過去２年の数字を比較してどれくらいの伸びがあるのか調べてきた。令和７年度の高齢化率が 30.1%になっており、この数字だけみると何か手立てが必要かと感じた。しかし、橿原市の人口は、2023 年度末では 118,750 人、2024 年度末では 118,178 人、2025 年度末では 117,483 人と、年間でそれぞれ 572 人、695 人減少しており、2 年間で合計 1,267 人減少している。それに対して、第 1 号被保険者数は、2023 年度末では 35,258 人、2024 年度末では 35,282 人、2025 年度末では 35,307 人と、それぞれ 24 人、25 人増加しており、2 年間で 49 人の増加にとどまっている。このように、人口が減少する一方で、第 1 号被保険者数は増加しており、高齢化率は上昇していくことになる。実際にはそれほど第 1 号被保険者数は増えていない。要支援 1・2 の人は、2023 年度末では 2,521 人、2024 年度末では 2,682 人、2025 年度末では 2,770 人と、それぞれ 161 人、88 人増加しており、2 年間で 249 人の増加となっている。対して、要介護 1～5 の人は、2023 年度末では 3,283 人、2024 年度末では 3,290 人、2025 年度末では 3,316 人と、それぞれ 7 人、26 人の増加で、2 年間でも合計 33 人の増加にとどまっている。このように、数字を表面上見るだけでなく、要支援と要介護の増加数を比較して見ることで、状況の捉え方も変わってくると感じた。2 年間の増加数は、要支援者数が 249 人、要介護者数が 33 人で、合計 282 人となっている。この増加数の合計 282 人に対し、要支援者数の増加が約 88%を占める一方、要介護者数の増加は約 12%にとどまっている。このことから、要介護者数に比べて要支援者数が大きく増加していることが分かった。また、人口が減少するということは介護者の不足も想定されるということも分かる。施設が増えすぎると、要介護者、介護職員ともに点在することになり、介護職員不足によるベッドの閉鎖や、稼働率の低下による運営困難に陥るおそれがある。私は入所施設を運営しており、介護業界に 20 年以上携わっているが、施設によって借入金の有無、人件費の水準、修繕の必要性など、運営状況は異なる。そうした中で私の経験上、稼働率が 90%を下回ると、運営に支障をきたすおそれがあると考えている。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホームを含む入所施設の新設・増設については、在宅・施設サービス給付費の需要の伸びだけでなく、市内の空床数や空床率を調査した上で検討していただきたい。また、有料老人ホームの指定権者は県であるが、市内での必要性が乏しい場合には、県と協議するなど、必要な対応を検討していただきたい。このことは、第 10 期介護保険事業計画の策定のポイントにある「持続可能な制度の構築と介護人材確保」にもつながると考えている。「高齢化の進行や生産年齢人口の減少の状況は、地域によって大きく異なり地域の実情に応じて検討する必要がある」ともポイントに記載されているのでこれらの現状を踏まえていかにどういうふうに介護サービスを手厚

くしていくかということも今後第10期介護保険事業計画のなかに入れ込んでいただきたいと考えている。

（事務局）
橿原市の人口の推移と、それに伴う要介護認定者数の推計についてであるが、橿原市の人口は徐々に減少傾向にある。あくまでも、第9期介護保険事業計画を策定した3年前の時点での推計ではあるが、いわゆる高齢化率が最も高くなるといわれている2040年より少し手前の2035年頃に、橿原市の要介護認定者数がピークを迎えると推計されている。その後は、人口の減少に伴い、要介護認定者数も徐々に減少傾向に転じるという推計である。2035年はそれほど遠い未来ではないため、先を見据えた施設整備を考えていく必要があると当課でも認識している。こうした点を踏まえ、第10期介護保険事業計画を策定していきたいと考えている。併せて、施設の空床率なども十分に考慮し、計画に盛り込んでいきたい。

（三浦委員長）
運営協議会に何度か出席させてもらっているが、橿原市の介護認定は厳しいとよく言われており、いろんな人からもそのような声をよく聞く。今すぐには分からないと思うが、他の市町村や、人口構成が同じような市と比較して、介護認定者全体に占める要支援者・要介護者の割合はどのようになっているのか。全体的に要支援者の割合が高ければ認定が厳しく、要介護者の割合が高ければ認定が緩いという見方もできると考えている。当然、要介護者が多ければ、それだけ介護保険給付に必要な費用も多くなる。橿原市の介護保険料は県内で最も安いが、要介護者よりも要支援者の割合が高いために保険料が安いということであれば、それも一つの理由として考えられる。反対に、要介護者の割合が高いにもかかわらず保険料が安ければ、うまく運営されていると考えられる。要介護者の割合が高く、保険料も高いのであれば、それも当然のことだと思う。橿原市の介護認定が厳しいという声をよく聞くため、他の市町村との比較を通じて、要支援者と要介護者の割合、介護保険料とのバランスが実際にどうなっているのか、分かる範囲で教えていただきたい。

（事務局）
橿原市の認定率についてであるが、県内12市の中では、認定率が低い順に2番目に低い状況である。市民から認定が厳しいのではないかという声があるとのことだが、当課としては、認定審査については国の制度に基づき、定められた審査項目や調査方法・基準に従って、適正に認定調査や判定を進めていると認識している。認定率が低い理由については、あくまでも推測の域を出ないが、市内は比較的医療機関が充実しており、重度化する前に治療を受け、その成果が数字に表れているという一面もあるのではないかと考えている。こうしたことも、認定率が比較的低い水準で推移している要因の一つではないかと推測している。

（三浦委員長）
認定率が低ければ、保険料を多く払っているのだから、要介護認定を受ける人をもっと増やしてほしいという意見もあると思う。市民の意見をよく聞いた上で、介護保険事業の運営を進めていただきたい。

（成相委員）
橿原市内にはケアマネジャーが何人おられるのか。また、その人数は徐々に増えているのか。ケアマネジャーが飽和状態になれば、利用者側がケアマネジャーを選べる状況になると思うが、私が聞いた話では、ケアマネジャー1 人あたりおおむね 40 人を受け持っているとのことである。ケアマネジャーの現状についてお聞きしたい。

（事務局）
ケアマネジャーの人数については、現在手元に資料がないため把握できていない。居宅介護支援事業所については、市内に 48 事業所ある。グループホームについては、現時点では把握できていない。事業所数については、横ばいで推移していると考えている。

（成相委員）
5 年ほど前の話であるが、ケアマネジャーが少ないために介護サービスを受けられないという話を聞いたことがある。まずはケアマネジャーを見つけなければ、その後のケアプランの作成にも進めない。一番初めに、誰をケアマネジャーに指定するか悩んだこともあった。私の場合は、社会福祉協議会に問い合わせて、ケアマネジャーを紹介してもらったという実情がある。ケアマネジャーが少ないことによって、要支援・要介護の認定者数も減っているのではないかと感じている。

（事務局）
ケアマネジャーに限らず、介護分野における職員の人材確保は非常に大きな課題である。従事者の高齢化も進んでいる。また、新聞やテレビ等でも報道されているとおり、介護分野は他職種と比べて賃金が低い面がある。国も今年度、処遇改善の措置を講じているが、それでも他職種との間には、まだ賃金面での開きがあると考えている。このような状況から、介護分野における人材確保は大きな課題となっている。先ほど申し上げたとおり、市内の居宅介護支援事業所数は、現時点ではおおむね横ばいで推移している。しかし、ケアマネジャーが 1 人で運営している事業所もあり、従事者の高齢化に伴って事業を継続できなくなることも十分に考えられるため、市としても大きな課題と認識している。ただし、現時点では、人材不足によって本来受けられるはずの介護サービスが受けられないという事案は把握していない。事業所を探すのに時間がかかる場合はあるかもしれないが、人材不足によってサービスを提供できない状況には至っていないと認識している。人材確保については、県とも連携

して取り組む必要があるが、すぐに人材を確保できるような有効な施策を講じることは難しい状況である。県が用意している各種補助制度なども活用しながら、市の高齢者福祉施策に支障が生じないよう、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

（三浦委員長）
橿原市のほうで頑張っていただければと思う。

（松尾委員）
私は法人で居宅介護支援事業所を 2 か所運営しているが、実際にケアマネジャーのなり手は少ない。ケアマネジャーの資格を取るには、介護福祉士や看護師などの介護・医療系の資格を持ち、何年か実務経験を積んだ上で試験を受ける必要がある。資格を取るのも結構難しい。例えば、介護職員は夜勤を月 4～5 回して、総支給額が 26～27 万円程度になるが、苦労してケアマネジャーの資格を取っても、支給額は 23～24 万円程度になり、かえって収入が減ってしまう。そのため、資格は取っても、ケアマネジャーにはなりたくないという人も実際に多い。このあたりは、今後介護保険制度に対して、国に対策をお願いせざるを得ない部分もあると考えている。実際に、私の事業所「香久山」ではケアマネジャーが 2 人いて、先月の状況では 1 人あたり 33 人を担当している。あと 1 人あたり 7 人、2 人で合計 14 人を受け持つ余裕がある。また、事業所「みみなし」は昨年 11 月頃に始めたところで、現在、2 人で 13～14 人を担当しているため、あと 60 人ほどは受け持つ余裕がある。もし、どこかの事業所で受け入れ先がなくて困っているということであれば、私のところですべて引き受けるつもりである。営業というわけではないが、それくらいの余裕はある。他の事業所すべての状況を把握しているわけではないが、福祉施設関係者と話す機会は多く、そうした中でも、ケアマネジャーが新たな利用者を受け入れられないといった話は聞いていない。少なくとも私の知る範囲では、ケアマネジャーが不足していて利用者を受け入れられないという状況には、今のところなっていないので安心してよいと考えている。

（成相委員）
いい話をお聞きした。橿原市の介護保険運営は黒字傾向になっているわけなので、市独自の事業として、ケアマネジャーの処遇改善や経済的な支援、例えばガソリン代を支給するなど、実施できないのか。

（事務局）
市独自の取り組みについては、基本的には国の介護保険制度に則った財政運営が前提になると考えている。今後、人材確保については、東京都などで独自の補助を行っている例もあると聞いているため、そうした動向も情報収集しながら、どのような対応が望ましいか検討していきたい。現時点では、国の制度に基づいて対応していく考えである。

（成相委員）
月ヶ瀬村で、私の知っている人がケアマネジャーをしていた。その方は、年齢的にも体力的にもしんどく、早く辞めたいが、後任が誰もおらず困っていると話していた。一方では、ケアマネジャーを何人でも雇えるという事業所がある一方で、後継者が全くいないところもある。課からは前向きな意見をいただいているが、もっと積極的に考えていただきたい。被保険者を代表する立場としてぜひお願いしたい。昨年も同じ話をしたが、80 歳くらいの方が、介護保険制度を十分に知らず、ケアマネジャーの存在も知らないまま、介護サービスを利用せず、1 か月ほどで病気になり亡くなられたことがあった。こうした悲しいことが起こらないよう、介護保険制度を必要とする人に知ってもらい、適切な利用につなげることが大切だと考える。先ほどから黒字傾向にあるという話もあるので、介護保険の財源を有意義に活用していただきたい。

（三浦委員長）
橿原市の事務局は参考にしていただければと思う。

（藤原委員）
私も主人のケアマネジャーには大変お世話になっており、感謝しているし、対応にも満足している。ただ、人によって対応に違いがあるように感じている。例えば、市の制度でおむつの支給を受けられることについても、初めて介護を受ける方は、どのような制度や支援があるのか分からない。ほかにも利用できる制度がいろいろあると思うが、そうした情報が十分に伝わっていないのではないか。実際に、要介護 5 の認定を受けている友人からも、おむつがもらえるのかと驚かれたことがある。ケアマネジャーによって制度の説明や情報提供に差があるのではないかと感じているが、実際のところはどうなのか。皆さんのご存じの範囲で教えていただきたい。

（事務局）
紙おむつの支給は、市の事業として実施しているが、対象となるには、市民であること、市民税非課税世帯であること、要介護 3 以上の認定を受けて在宅で介護を受けていること、常時失禁状態であることが確認できることなどの条件がある。これらの条件については、橿原市で活動しているケアマネジャーも制度の内容を把握していると思うが、例えば、要介護 3 以上で在宅介護を受けていても、常時失禁状態ではない場合は対象外となる。何らかの条件に該当しないために申請に至っていないケースも考えられる。

（三浦委員長）
おむつの支給はあくまで一例であり、ケアマネジャーの質の向上について聞かれているのだと思う。私は小児科医なので、ケアマネジャーと直接関わる機会は少ないが、他の内科医

からは、非常に良いケアマネジャーもいれば、対応に課題のあるケアマネジャーもいると聞いている。人数が足りているのであれば、今後はケアマネジャー自身の質の向上にも努めていただきたい。

（事務告）
ケアマネジャーの質の向上については、地域包括支援センターが主催するケアマネジャー研修を年 4 回必ず実施している。研修を通じて共通の認識を持ち、制度や支援内容について同じ理解を得られるよう取り組んでおり、今後も引き続き努めていきたい。

（三浦委員長）
よろしくお願いしたい。

②橿原市指定居宅介護支援事業所・橿原市指定地域密着型サービス事業所の指定更新等について

・事務局より説明

【質疑】
（坂上委員）
「やわらぎの郷」はうちの親も利用していたが、この橿原訪問看護ステーションへやわらぎの郷は移転したという意味なのか。

（事務局）
こちらの事業所に関しては、法人は一緒だが、別の事業所になる

③橿原市高齢者福祉計画・認知症施策推進計画・第 10 期介護保険事業計画について

・事務局より説明

【質疑】

（成相委員）

「認知症施策推進計画について市町村の実情に即した計画を定める」と書かれているが、どんな実情があるのか。言葉だけに感じるが、認知症に関して、橿原市独自の実情というのは何かあるのか。

（事務局）

認知症施策については、認知症予防または支援として、認知症に関する正しい理解の促進、認知症の方を地域で支える体制の整備、認知症の方とその家族への支援、認知症予防の推進という体系で事業に取り組んでいるところである。また、第 9 期介護保険事業計画には、認知症予防または支援策として、市がどのような取り組みを行っているかを記載している。地域の実情に応じた取組が必要であるが、例えば、現在、市が課題と捉えていることの一つとして、認知症の方を支える人材を育成するための研修等を実施したのち、研修を受講した方がさらに地域の中で活動を広げていけるよう、取組を強化していく必要があると考えている。こうした取組に重点的に力を入れる形で、計画を策定していくつもりである。現在、課題を洗い出し、強化すべき点を整理しているところであり、介護保険事業計画の策定委員にも諮りながら、計画に反映していきたい。

（松尾委員）

第 10 期計画の改正ポイントとして、都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築することとなっている。現段階では、市独自の介護人材確保に関する取組は、まだ明確になっていないと思うが、今後、いろいろと取り組んでいただきたい。ここで、当方の方針として取り組んでいることについて、聞いていただきたい。現在、近隣の宇陀高等学校（旧・榛生昇陽高校）の実習を受け入れている。同校のホームページには、こども・福祉科の介護福祉系列の進路状況が掲載されている。福祉関係への就職者数は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、障害者施設、有料老人ホームなどを合わせて 2022 年は 20 名、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士などの資格取得を目指す進学者数は 10 名で、合計 30 名が卒業している。2023 年は合計 19 名、2024 年は 12 名、2025 年は 12 名となっている。このように、宇陀高等学校のこども・福祉科に入学し、卒業後に福祉関係への進路を希望する方がだんだん少なくなってきている。当方での同校の実習受け入れについては、2022 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、2023 年度は 12 名、2024 年度は 4 名、2025 年度は少し増えて 8 名を受け入れている。今年度は 4 名の受け入れを予定している。こども・福祉科を希望する方がだんだん少なくなっていることは、これらの数字からも分かると思う。現在、当方では市内の小学校において、

独自に介護体験を実施している。小学校 3 年生を対象としており、耳成南小学校では 2025 年 11 月 4 日、6 日、7 日の 9 時 35 分～11 時 25 分、合計 90 名を受け入れた。耳成小学校では、2026 年 1 月 21 日、28 日の 9 時 30 分～11 時 30 分、合計 60 名を受け入れ、学校に出向いて介護体験を実施した。1 回当たり相談員、介護職員、リハビリ職員、ケアマネジャーなど、各職種から 7 名を派遣した。日々の業務がある中で、合計 35 名を派遣してきた。2026 年度も耳成南小学校では 10 月 29 日、30 日の 2 日間、9 時 30 分～11 時 30 分、90 名を受け入れる予定である。耳成小学校では 10 月 20 日の 8 時 30 分～12 時、60 名を受け入れる予定としている。2025 年度は当方独自で実施したが、2026 年度は社会福祉協議会にも協力を依頼している。昨年度も白杖を借りて実施しており、今年度も実施することを伝えたところ、社会福祉協議会にも協力していただける予定となっている。このように、介護体験は介護人材の確保にとって非常に有益な取り組みになると考えている。市にも、時間があれば見学や協力をしていただき、介護人材の確保に本当に必要な取り組みなのかどうかを判断していただきたい。必要と判断されるのであれば、市の介護保険事業計画に盛り込んでほしいと考えている。また、中学校 2 年生に対しては、職業体験として、コロナ禍以前は介護体験を実施していた。八木中学校と畝傍中学校において、2016 ～2018 年に実施していたが、2019 年からは中止となっている。こうした取り組みも再開したいと考えている。ただし、人員の確保が非常に大変であり、日々の業務を行いながらの実施となるため、何らかのサポートがあれば助かると考えている。八木中学校と畝傍中学校では、まだ職業体験は再開されていないが、白橿中学校では、学校独自に先生方が内容を考え、福祉体験の授業を実施しており、市内の桃寿園においての職業体験が再開されている。小学校での介護体験および中学校での介護職業体験を通じて、介護の必要性を義務教育の段階で学び、高校進学時に介護科への進学を選択肢として考えられるようにすることが、介護人材の確保に必要不可欠であると考えている。そのため、当法人では独自にこれらの取り組みを実施している。ただし、突然小学校に出向いて介護体験を提案しても、どこの誰か分からない人に児童を預けるわけにはいかないと思う。そのため、いきなり学校に出向くようなことはしていない。学校とのつながりを築くためにも、当法人の職員は地域の老人会（いとやき会）やふれあいサロンで毎月手伝いを行っている。また、民生委員が独居高齢者の見守りのために毎月自宅を訪問しているが、当法人の職員も民生委員と一緒に同行し、バイタル測定や健康チェックを独自に実施している。こうした活動も毎月継続している。また、大阪市にある社会福祉法人日本ライトハウスは、視覚障害者に関するさまざまな実習を行う施設であるが、視覚障害者について学ぶため、当法人の職員も研修に参加している。そこで、視覚障害者の見え方を体験できる眼鏡の体験キットが販売されており、それを小学校の児童数分、寄贈させていただいている。これらの取り組みが少しは評価され、このように小学校で介護体験を実施させていただく機会を得られたのではないかと考えている。これらの取組すべてを、ほかの市内の社会福祉法人等に求めることはなかなか困難だと考えている。しかし、社会福祉法人等を通じて、小学校での介護体験および中学校での介護職業体験が市内全域に広がることを願っている。

小学校での介護体験および中学校での職業体験が必要と判断された場合には、1 月 28 日の計画策定委員会において、第 10 期介護保険事業計画に盛り込んでいただきたい。また、教育委員会と連携して「介護職業等体験実施要項」を作成することを提案する。市が直接実施することはなかなか難しいため、社会福祉協議会への委託費等として予算化することも検討してはどうかと考える。こうした事業に予算がつけば、社会福祉協議会にとっても持続可能な取り組みになるのではないかと考える。先ほど述べた「介護職業等体験実施要項」については、当法人では大学の教員免許取得希望者の実習受け入れも行っている。その関係で、奈良県社会福祉協議会、奈良県老人保健施設協会、奈良県教育委員会の 3 者による要項が手元にあるため、これも参考にしていただければと考えている。何か一つでも、地域の実情に応じた市独自の介護人材確保対策を実施していただくことを希望する。

（事務局）
ご助言感謝する。また改めて、内容を聞かせていただきたい。

（松尾委員）
前回の運営協議会でも発言したが、橿原市介護保険パンフレット「みんなのあんしん介護保険」に 1 人当たりの負担の目安が掲載されている。施設サービスについては、施設サービス費のみが掲載されているため、居住費と食費についても、基準費用額などを参考に目安として掲載していただきたい。実際の負担額は施設や居室の種類、所得等によって異なるため、その旨を注釈として記載することも含め、改めて検討していただきたい。

６．その他

【質疑】

（藤原委員）
介護認定について、認定結果が出るまでに 1 か月半程度かかることがあり、私自身もそのような経験をしたが、認定までの期間が非常に長いと感じる。審査に多くの項目があり、複数の方が集まって審査・判定を行っていることは理解している。しかし、本当に困っているのは介護を必要とする本人やその家族であり、土日も関係なく、失禁や暴力など、日々さまざまな対応に追われている。こうした状況を踏まえ、認定までの期間を少しでも短縮していただけないか、お願いしたい。

（三浦委員長）
介護認定については、介護認定審査会があり、私は小児科医のため参加していないが、各職種の方が集まり、順次審査を行っている。各職種の委員はそれぞれ本業を持っているため、日程を調整し、決められた日時に集まることしかなかなかできない。そのため、認定までの期間を短縮することは難しい面もあると考える。 もちろん、市にはできる限り努力してい

ただき、認定までの期間を少しでも短縮していただきたいと思うが、なかなか難しいのではないかと感じている。何とかならないものかとは思うが、難しいと考える。

（事務局）
委員長のおっしゃるとおり、市としても、審査会を開催しない日は週１日のみで、それ以外の日は審査を実施し、可能な限り認定を進めている。しかし、当市は人口規模が大きく、申請者数も多いことに加え、調査員にも大勢来ていただき、調査を進めている状況であり、そのうえで現在、認定までに１か月半程度を要している。当市の介護認定に要する期間については、申請者それぞれの事情や、できるだけ正確な認定を行うため、原則として家族等の立ち会いをお願いしていることなどから、日程調整に時間を要し、結果として１か月から１か月半程度かかるケースもある。現状では、当市の認定期間は県内でも決して遅いわけではないことをご理解いただきたい。一方、利用者の事情により、介護サービスを早急に利用する必要があるケースもある。その場合、介護認定の結果が出る前であっても、暫定的にケアプランを作成し、先行してサービスを利用することは可能である。ただし、認定結果によっては、利用したサービス費用を自己負担していただく場合もある。こうした対応も含め、利用者それぞれの事情に応じて対応していきたい。介護認定の事務についても、今後、円滑に進めていきたいので、よろしくお願いしたい。

（成相委員）
私も、介護認定が遅いという話を聞いたことがある。認定調査員は何人いるのか。また、調査員の数を増やせば、認定までの期間を短縮できるのか。

（事務局）
現在、認定調査員は９名いる。申請者等の日程調整を行いながら調査を進めているが、単純に現在の９名から人数を増やせば、認定までの期間が短縮できるというものではない。現在の人数に余裕があるわけではないものの、日程を調整しながら、適切に対応できている状況である。今後、介護申請が増加すれば、調査員の増員も視野に入れる必要があるかもしれないが、現時点では、調査員を増やせば認定までの期間が短くなるという状況ではないことをご理解いただきたい。

（三浦委員長）
個々の事情に応じて柔軟に認定を進めていただきたい。認定まである程度待てる方もいれば、切迫した状況にある方もいると思うので、そうした個々の事情を考慮し状況に応じて認定までの期間を調整するなどの対応も行政の役割だと思うのでよろしくお願いしたい。

７．閉会